

様式第1号(第6条、第7条関係)

ごみ集積所設置整備事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

串本町長 殿

申請区
代表区長名 印

平成 年度において、ごみ集積所設置整備事業を実施したいので、補助金 円の交付について、串本町補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 申請箇所図
- (2) ごみ集積所設置整備工事見積書
- (3) ごみ集積所を新設する場合は、設置箇所が私有地の場合は土地所有者との間で交わした土地賃貸借契約書(様式第2号)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

土地賃貸借契約書

貸付人 (以下「甲」という。)と借受人 (以下「乙」という。)との間において次の条項により、土地賃貸借契約を締結する。

(契約物件)

第1条 物件の表示

所在
地目
面積

(用途)

第2条 乙は、借用地を ごみ集積所として使用するものとする。

(賃貸借の期間)

第3条 貸借期間は、平成 年 月 日から施設存続中とする。

(賃貸料)

第4条 賃貸料は無償とする。

(権利譲渡の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾を得ないで当該土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸してはならない。

(地形の変更等)

第6条 乙は、当該土地の地形に著しく変更を加えるときは、あらかじめ甲の承諾を受け、乙の負担において行うものとする。

(原状の回復)

第7条 乙は、前条の規定により土地に加えた変更、その他の部分について契約期間が満了し、又は契約が解除されたときは、これを原状に回復するものとする。但し、甲からその必要がない旨申出があった部分については、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 前項の乙の契約義務違反による契約解除によって、生じた乙の損害については、甲はその賠償の責任を負わない。

(土地の返還)

第9条 乙は、当該地を使用しなくなったとき、又は甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに指定する場所において原状に復し、甲の立会検査を受け、返還することとする。

(疑義の決定)

第10条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約締結を証するため、本契約2通を作成し、両者記名捺印の上、各々その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲、 貸付人

乙、 借受人

様式第4号 (第8条、第9条関係)

ごみ集積所設置整備事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日

串本町長 殿

申請区
代表区長名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったごみ集積所設置整備事業費補助金について、串本町補助金等交付規則第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業着手年月日 平成 年 月 日
事業完了年月日 平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 工事領収書又は請求書の写し
- (2) ごみ集積所の維持管理に関する誓約書
- (3) 工事完成写真(一部)
- (4) その他

様式第5号(第8条関係)

誓 約 書

この度「ごみ集積所設置整備事業」の補助を受けて設置しましたごみ集積所について
区及び利用者において設置場所及びごみボックスの維持管理に責任をも
つことを誓約いたします。

平成 年 月 日

串本町長 殿

申 請 区
代表区長名

印

様式第7号(第10条関係)

ごみ集積所設置整備事業費補助金交付請求書

金 円

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定(交付決定)のあったごみ集積所設置整備事業費補助金について、串本町補助金等交付規則第13条の規定により上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

串本町長 殿

申請区
代表区長名

印